

徳島県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年 6月15日

徳島県監査委員 数 藤 善 和  
 同 福 永 義 和  
 同 片 山 隆 司  
 同 来 代 正 文  
 同 大 西 章 英

監査結果の公表年月日	平成22年2月19日
監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>&lt;財団法人徳島県スポーツ振興財団&gt;                  現金収入、役務費、委託業務、現金預金、未収金及び未払金の会計事務の処理において適正でないものが確認された。今後、このようなことがないよう、組織の見直し、研修の充実を図るとともにチェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>組織の見直しを行い業務分担を明確化すると共に、人事異動により経理担当者を1名増員して2名体制とし、チェック機能の強化を図った。また、今回の事例を検証し、組織全体で適正な経理執行を行うための職員研修を実施した。</p>
<p>&lt;財団法人徳島県建設技術センター&gt;                  現金収入の会計事務の処理において適正でないものが確認された。今後、このようなことがないよう、事務処理方法を見直すとともにチェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>現金収入の会計事務処理を適正に行うため、会計規程を見直して、新たに領収書の様式を定め、平成22年4月1日から施行している。                  なお、この様式に基づき、一連の通し番号を記載した領収書を正副2部作成し、副を控えとするとともに、書き損じた場合には、正と副を切り離さないこととするなど、事務処理方法を見直している。                  また、通し番号が記載された控えの領収書綴りを会計担当者がチェックするとともに、併せて、毎月行うスタッフミーティング等で職員間の意思疎通を密にし、情報を共有することで、事務処理ミスの未然防止に努めることとしている。</p>